

人口 13.7.1 現在  
( )内は前月比  
人口 / 317,999人 (+ 30)  
男 / 151,908人 (+ 20)  
女 / 166,091人 (+ 10)  
6月分・出生 220人  
・死亡 208人  
・転入 717人  
・転出 699人  
世帯 / 124,213世帯 (+ 155)



# INFORMATION

市役所からのお知らせ

## 1 一定面積以上の土地取引には届け出が必要ですよ

一定面積以上の土地取引の契約をした場合、国土利用計画法により土地の権利取得者(買主)は、契約締結日から2週間以内に、市役所経由で県知事に届け出をする必要があります。

届出の必要な土地取引

売買、交換、売買予約、譲渡担保など

届出の必要な土地の面積

市街化区域 2千 以上

市街化調整区域 5千 以上

都市計画区域以外の区域 1万 以上

(市街化区域で5千 以上、市街化調整区域で1万 以上)の場合は、契約前に売主から別途届出が必要ですよ

届出内容 土地の所在、利用目的など

問い合わせ 都市整備課

☎(866)2155

## 2 家庭教育相談をご利用ください

生涯学習室では、平日の午前9時～午後4時、家庭教育相談電話、ぐりーん・えこーり ☎(864)4471を設置しています。高校生までのお子さんの家庭教育に関する悩みを、ベテラン相談員が電話でお聴きします。お子さんのしつけ、ことば、情緒、社会性など、心と体の心配ごとがありましたら、お気軽にご相談ください。ご希望の

たには面接相談も受け付けます。

また、県生涯学習センターでは、インターネットで家庭教育情報を提供するホームページ(<http://www.lifelong.pref.akita.jp/family/index.asp>)、および子育てのEメール相談コーナー([lifelong@akita.ced.jp](mailto:lifelong@akita.ced.jp))を始めました。どうぞご利用ください。

問い合わせ 生涯学習室

☎(866)2245

## 3 母子家庭のお母さんに児童扶養手当

18歳までのお子さんや、20歳未満で中程度以上の障害があるお子さんをお持ちの母子家庭のお母さん、または養育者のかたは、児童扶養手当を受けることが出来ます。全額支給の場合、1人目のお子さんは月額4万2千370円で、2人目以降は加算があります。

ただし、受給者が国民年金、厚生年金、恩給など公的年金の給付を受けられる場合は、支給されません。また、受給要件に該当した日から5年が過ぎている場合は、認定の請求ができませんのでご注意ください。

現況届を忘れずに

すでに児童扶養手当を受給しているかたは、個別に郵送するお知らせにしたがって8月に現況届を提出してください。現況届の提出がないと、8月分以降の手当を支給することができなくなりますので、忘れずに手続きをしてください。

## 4 特別障害者手当などの所得状況届を

受給資格を失ったらずに届け出を受ける者が公的年金の給付を受けるようになった場合や、母が婚姻した場合(事実上の婚姻関係、内縁を含む)は、手当の受給資格がなくなりますので、すぐに届け出をしてください。そのまま受給している、さかのぼって手当を返還していただくことになります。

問い合わせ 児童家庭課

☎(866)2094

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)を受けているかたは、所得の状況届を提出してください。8月7日(火)から13日(月)まで、午前9時～午後5時、市役所裏の職員研修棟2階で受け付けます。添付する書類などについては、7月末に郵送でお知らせします。

問い合わせ 社会福祉課

☎(866)2093

## 5 ポリ塩化ビフェニルを含んだ廃棄物は現況届が必要です

平成13年7月15日から、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が施行されました。PCB(ポリ塩化ビフェニル)が含まれている廃棄物を保管している業者は、7月15日現在の状況を8月31日(金)まで



平和を願い黙とうを 広島に原爆が投下された8月6日(月)午前8時15分、長崎に原爆が投下された8月9日(木)午前11時2分、終戦記念日の8月15日(水)正午に、平和を願い1分間の黙とうを捧げましょう。消防本部では、合図のサイレンを鳴らします。福祉総務課 ☎(866)2092